

令和 7 年度埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金改正審議における労働側主張

労働者委員 新井 博
江郷俊太
根岸朋宏

1. 取り巻く環境

日本経済は、2024 年度の名目成長率が 3.7%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が 0.8%となる（2025 年 6 月、2 次速報）など継続して緩やかな回復傾向にある。また、物価は継続して上昇しており、2025 年 5 月の消費者物価指数（前年同月比）は、総合で 3.5%、持家の帰属家賃を除く総合で 4.0%、基礎的支出項目で 5.9%の上昇となっている。生産、雇用情勢は、政府の「月例経済報告」において、「鉱工業生産は、横ばいとなっている。業種別にみると、業務用機械工業はこのところ回復基調がみられる。」「雇用情勢は、採用が進む一方で定着や補充に苦慮する面もあると報じられている。」（2025 年 6 月）としている。

2. 埼玉県の状況：埼玉県四半期経営動向調査（令和 7 年第 2 四半期（4 月～6 月）より）

県の経済概況としては、埼玉県経済動向調査（2025 年 7 月）において、基調判断は、「県経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している」としている。また、四半期経営動向調査では県内中小企業の経営状況については、「県内中小企業の景況感、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。先行きについては改善の動きがみられる。」としている。また、雇用者数の過不足感については、5 年連続で「不足」（34.7%）が「過剰」（5.3%）を大きく上回った。

業務用機械工業における第 2 四半期鉱工業生産指数は、精密測定機が特に上昇寄与しており、業種全体の指数を押し上げる要因となっており、「相対的にみれば堅調」という状況である。

原数値（季節調整済）

項目	業務用機械工業
ウェイト	259.1
令和 7 年第 2 四半期 （4 月～6 月）	105.2 (108.5)
令和 6 年第 2 四半期 （4 月～6 月）	125.8 (130.2)
前年度同期差	▲20.6 (▲21.7)

原数値（季節調整済）

項目	業務用機械工業
令和 7 年 4 月	101.9 (101.0)
5 月	93.7 (109.2)
6 月	119.9 (115.2)

3. 基本的な考え方

特定（産業別）最低賃金の目的は、①当該産業の労働条件の向上、②当該産業の公正競争の確保、③労使交渉の補完・代替機能、④健全な労使関係の構築を目的に、当該産業の発展に寄与することである。そのことから、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、特定（産業別）最低賃金は、当該産業の基幹的労働者賃金の最低額を決定することになっている。

そのことを踏まえ、下記の基本的考え方を示す。

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18 歳未満、65 歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。
- (2) 同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行された。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができる。
- (3) 埼玉県光学機械器具等製造業は県内においては雇用数は限定的であるものの高付加価値・高度技能分野であり、「量的影響は限定的だが、人材確保の意義が高い」構図であり、県としての戦略的価値が高いといえる。
- (4) 光学機械器具等製造業は、比較的大手の企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかるためには、法定光学機械器具等最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。
- (5) 光学機械器具等製造業は医療機器、精密機器、カメラ、顕微鏡など、多岐にわたる産業に部品を供給しており、各産業の品質向上に寄与している。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定光学機械器具最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

4. 具体的な主張

上記3項からの基本的な考え方に基づき、埼玉県の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正にあたって、以下の点を主張させて頂く。

- (1) 特定最低賃金は、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促す役割がある。埼玉県においても、公正競争担保の必要性や、人材獲得という観点においても、特定最低賃金の意義と必要性は高まっており、企業内最低賃金や初任給などの賃金実態や、東京都における地域別最低賃金額も考慮したうえで、水準改善をおこない産業の魅力と持続可能性を高めることが必要である。

- (2) 特定(産業別)最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協約の拡張適用」の考え方が根幹にある。今回、特定最低賃金の金額改正を求めるにあたり、私たちが提出した協定書における協定額の平均は1,289円であり、昨年の1,181円と比較して108円の引き上げとなっている。

このような中、光学機械器具等製造業に働く基幹的労働者の最低賃金については、我々の春闘等で改善した労働協約の水準額に早期に近づけることが、未組織労働者への波及、公正競争の確保、人材確保の観点、からも必要である。

- (3) 地域別最低賃金審議においても考慮された消費者物価の上昇は、特定(産業別)最低賃金の近傍で働く人にとっても生活への影響は同様であり、特定最賃の金額審議においても考慮すべきである。加えて、産業の優位性を保つためには、地域別最低賃金での引上げ額以上の引上げが必要である。

- (4) 2025年春闘にて、賃金水準、企業内最低賃金、高卒初任給、大卒初任給が大幅に引上げられた。
これは人材確保のために企業内最低賃金、初任給の引上げが必要であったという労使共通の認識と、その結果と理解しており、公正競争の確保、産業の魅力と持続可能性を高めるためにも特定(産業別)最低賃金においても、引き上げが重要である。

以上